

## 令和2年分 所得税と市民税・県民税の申告受付における 新型コロナウイルス感染症防止対策について

【問合わせ】 税務課 ☎ 84-0620

令和2年分の所得税と市民税・県民税の申告については、申告会場内での感染症拡大の防止のため、電子または郵送による申告のご協力をお願いいたします。

また、アイプラザ半田・公民館での申告受付において、以下のとおり感染症拡大の防止対策を実施いたします。市民のみなさまにはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 電子申告・郵送による申告にご協力ください

PC・スマートフォン等から所得税と市民税・県民税の申告手続を行うことができますので、電子申告または郵送による申告にご協力ください。

◇所得税の申告:e-Tax(電子申告)にて申告いただけます。詳しくは、「e-Tax 国税電子申告・納税システム」で検索してください。また、作成した申告書の郵送による申告も可能です。詳しくは、「国税庁 申告書の提出」で検索・ご参照ください。

◇市民税・県民税の申告:市ホームページにて、市民税・県民税申告支援ツールを導入いたします。市民税・県民税申告支援ツールとは、インターネット上で市民税・県民税申告書を簡易的に作成することができるシステムです(令和3年1月初旬頃導入予定)。作成した申告書を以下の郵送先へ送付いただくことで申告が可能です。

【郵送先】〒475-8666 半田市東洋町2-1 半田市役所 総務部税務課市民税担当

### 申告会場に来場される全ての方に、マスクの着用のお願いと検温の実施

マスクを着用していない方、発熱等がある方の入場をお断りする場合がございます。会場でのマスクの配布はしておりませんので各自でご用意ください。同伴者の方につきましては、原則、申告会場への入場をお断りいたします。また、P14の「安全にイベント等に参加しよう」の注意事項をご確認ください。

### 各申告会場について

平地公民館・成岩公民館・岩滑公民館では、十分な感染症の予防対策が取れないため、今年度につきましては開設を見送らせていただきます。また、乙川交流センターニコパル(半田市大池町3丁目1番地(乙川中学校南側))を申告会場として新たに開設いたします。

### 申告会場での申告受付人数の制限及び受付時間の見直し

各会場において、申告受付人数が上限に達した場合は、当日の申告受付を終了いたします。また、受付は午前の部・午後の部と分けて実施いたします。

※各会場の日程や申告受付の詳細等につきましては、「はんだ市報1月15日号」にて掲載予定です。

## 令和2年分確定申告用 障がい者控除対象者認定書の交付を 令和3年1月より開始します

【問合わせ】 高齢介護課 ☎ 84-0648

障がい者控除対象者認定書とは、65歳以上で障がい者手帳所持者に準ずる障がいのある方が、所得税や住民税の控除を受けるために必要な書類です。

**対象者** 65歳以上で、認定基準日(令和2年12月31日)時点で要支援・要介護認定を受けている方のうち、半田市の交付基準に該当する方。なお、重度障がい者手帳(身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神手帳1級)をお持ちの方は、手帳の提示により特別障がい者控除を受けられるため申請は不要です。

**受付開始** 令和3年1月4日(月)から

**申請方法** 高齢介護課窓口での申請または郵送による申請

**持ち物** 対象者の認印、申請者(来庁者)の本人確認書類(運転免許証、保険証等)



▲市ホームページ